

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。
なお、関係書類は、平成19年6月5日から同年10月5日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び八重瀬町経済課において縦覧に供する。

平成19年6月5日

沖縄県知事 仲井眞 弘 多

1 届出年月日 平成19年4月26日

2 届出の概要

(1)規模小売店舗の名称及び所在地(仮称)イオンタウン東風平 八重瀬町東風平屋宜原区画整理地内4街区1ほか

(2)大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 比嘉義信 豊見城市平良131番地の1赤嶺マンション302号ほか2名

(3)当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 琉球ジャスコ株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 栗本健三

(4)大規模小売店舗の新設をする日 平成19年12月27日

(5)大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,700平方メートル

(6)駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 75台

(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び八重瀬町経済課において縦覧に供する。)

(7)駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 14台

(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び八重瀬町経済課において縦覧に供する。)

(8)荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 201平方メートル

(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び八重瀬町経済課において縦覧に供する。)

(9)廃棄物等の保管施設の位置及び容量 次の図のとおり、容量 64立方メートル

(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び八重瀬町経済課において縦覧に供する。)

(10)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間

(11)来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間

(12)駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3カ所、出口3カ所、出入口の位置次の図のとおり(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び八重瀬町経済課において縦覧に供する。)

(13)荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

(1)大規模小売店舗立地法第8条2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2)意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること

お問い合わせ 八重瀬町役場 経済課(東風平庁舎) TEL: 998-4624

自衛官等募集のお知らせ

連絡先: 那覇市前島3-24-3-1

自衛隊沖縄地方協力本部 那覇分駐所 (098-866-5457)

種 目	受 験 資 格	受 付 期 間	試験日(1次)
航空学生	高卒(見込)21歳未満	8月1日~9月7日	9月22日
一般曹候補生	18歳以上27歳未満	8月1日~9月7日	9月17日
2等陸・海・空士(男子)	18歳以上27歳未満	年間を通じて行っております。	9月20日
2等陸・海・空士(女子)	18歳以上27歳未満	8月1日~9月7日	9月24日

講習会開催のお知らせ

やさしく学ぶ「経営分析」

経営分析と聞くと何やら難しい・・・と、思われるかもしれませんがいくつかのポイントを押さえればそう難しいことはありません。本講習会は初心者でも理解できるよう、決算書の読み方から、経営分析までやさしく解説し、経営分析の基本が会得できます。厳しい経営環境が続く今こそ自社の問題点を数字で客観的に把握し、これからの経営戦略に活用して下さい。

日 時 7月11日(水) 午後1時30分～4時30分

場 所 具志頭農村環境改善センター2階 大会議室

講 師 上原 忠 (税理士:上原忠税理士事務所)

ポイント 1、経営者、経理マンはもちろん初心者にも理解できるようやさしく解説します
2、分析の結果をどう活かすかがわかります
3、収益力はあるのか? 安全性はどうか・・・? そんな「?」がスッキリわかります

対 象 町内の商工業者または、創業をお考えの方

問合せ・申込先 八重瀬町商工会 TEL: 998-4143 e-mail info@yaese-shoko.net



糸満市役所内 糸満市地域職業相談室 (ハローワーク那覇庁外施設)の利用について

平成18年8月1日に糸満市役所1Fロビーに糸満市地域職業相談室が設置されました。糸満市地域職業相談室(ハローワーク那覇庁外施設)では、失業者の早期就職支援のため、求人自己検索機による職業紹介や、沖縄労働局から派遣された相談員による職業相談、紹介など、那覇市にあるハローワークへ行かなくても、求職活動が行えますので町民の皆さんもご利用下さい。

主なサービスは次のとおりです。

- ①求人自己検索機(タッチパネル検索パソコン)等による求人情報提供
- ②窓口専門職員による職業相談および職業紹介
- ③地域事業者からの求人受理および管轄ハローワークへの連絡

※雇用保険の給付・適用手続きは、ハローワーク那覇担当窓口で行って下さい。

求人情報は、パソコンを使って探しますが、タッチパネル式になっているので、誰でも、簡単に操作できます。また、操作について解らないことがあっても、相談員が使い方を教えてくれるので、安心して利用できます。

名 称: 糸満市地域職業相談室

TEL: 098-840-8184 FAX: 098-840-8203

所 在 地: 糸満市潮崎町1丁目1番地(糸満市役所1F)

所 管: ハローワーク那覇(庁外施設)

業 務 時 間: 午前8:30～午後5:00(土・日・祝日・年末年始を除く)